

議案第 10 号

名張市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱の制定について

名張市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱の制定について

1. 制定理由

中学校における休日のクラブ活動の地域移行に伴い、教育公務員が運営主体からの報酬を得て、その地域で実施されるクラブ活動の指導に従事しようとする場合において、名張市教育委員会が教育公務員特例法の規定により兼職又は兼業を許可しようとする際の判断基準その他必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

兼職又は兼業の許可に係る申請、判断基準、健康管理等について規定する。

3. 施行期日

告示の日から施行する。

名張市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校における休日のクラブ活動の地域移行に伴い、教育公務員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員をいう。）が運営主体からの報酬を得て、その地域で実施されるクラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の指導に従事しようとする場合において、同法第17条第1項の規定により、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職又は兼業を許可する際の判断基準その他必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 職員（名張市市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第18号）に定める小中学校（以下単に「学校」という。）に勤務する教育公務員をいう。以下同じ。）は、地域の運営主体によって実施される地域クラブ活動に報酬を得て従事することにより兼職又は兼業をしようとするときは、地域クラブ活動兼職兼業許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を当該職員が勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を経由して教育委員会に提出することにより、申請しなければならない。

2 学校長は、前項の規定により職員から申請書の提出があった場合には、その申請の内容を確認し、及び必要に応じて当該職員への聴き取り等を行い、兼職又は兼業をすることが適当と認めるときは、当該申請書に副申書（様式第2号）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(許可)

第3条 教育委員会は、前条第2項の規定により、申請書及び副申書の提出があった場合において、次条に規定する判断基準により、その内容を審査し、兼職又は兼業を許可することが適当と認めるときは、地域クラブ活動兼職兼業許可書（様式第3号）により、申請をした職員（次条において「申請者」という。）及び学校長に通知するものとする。

(判断基準)

第4条 前条の規定による許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

- (1) 申請者の本務に支障がないこと。
- (2) 申請者が勤務する学校の運営に支障がないこと。
- (3) 申請者が勤務する学校又は当該学校の他の職員の信用を失墜するおそれがないこと。
- (4) 申請者以外の者からの要望、同調圧力等の申請者の意思に反したのではないこと。
- (5) 時間外労働及び休日労働の合計時間数（兼職又は兼業をした場合の労働時間を含む。）が、次に掲げるいずれの時間数を超過せず、かつ、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがないこと。

ア 許可を受けようとする日の属する月 100時間

イ アの月に直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間1か月当たりの平均 80時間

(6) 指揮命令系統、指導体制、活動形態及び活動内容等が学校の業務と区分されていること。

(7) 報酬の額又はその態様が社会通念上適当なものであること。

(8) 事故等の発生による損害賠償等の民事上の責任に関し、地域クラブ活動の運営主体又は申請者において、適切な保険に加入していること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、三重県の「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を遵守していること。

(健康管理)

第5条 学校長は、時間外労働及び休日労働の管理その他健康管理を行うため、第3条の規定による許可を受けた職員に、地域クラブ活動従事時間報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）の提出を求めることのほか必要な措置を講じるものとする。

2 第3条の規定による許可を受けた職員は、地域クラブ活動に従事した日の属する月の翌月5日までに報告書を学校長に提出しなければならない。

3 学校長は、前項の規定により職員から報告書の提出があった場合には、その内容を確認し、当該職員が地域クラブ活動に従事した日の属する月の翌月10日までに当該報告書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

(許可の取消)

第6条 教育委員会は、第3条の規定による許可を受けた職員が第4条各号に掲げる判断基準のいずれかに該当しないことがわかったときその他必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

学校名
学校長氏名

副 申 書

下記の者から別紙のとおり、地域クラブ活動兼職兼業許可申請書の提出がありましたので、名張市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱（令和6年名張市教育委員会告示第 号）第2条第2項の規定により副申します。

記

副申する職員の氏名

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

学校名
学校長 様
(申請者)
様

名張市教育委員会

地域クラブ活動兼職兼業許可書

年 月 日付けで申請のあった、地域クラブ活動に係る 兼職 ・ 兼業
については、下記のとおり許可することとしましたので、名張市立学校教育職員の地域ク
ラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱（令和6年名張市教育委員会告示第 号）
第3条の規定により通知します。

記

- 1 兼職・兼業する地域クラブ活動の運営主体の名称
- 2 兼職・兼業する地域クラブ活動の名称
- 3 兼職・兼業する地域クラブ活動の内容
- 4 兼職・兼業する地域クラブ活動の月・週ごとの従事時間及び従事内容
従事時間 時間／1月
時間／1週
従事内容
- 5 兼職・兼業する期間
年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

学校長 宛て

学校名
職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書

年 月 日付け 第 号で許可のあった 兼職・兼業 については、下記のとおり活動しましたので、名張市立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱（令和6年名張市教育委員会告示第 号）第5条第2項の規定により報告します。

記

活動月	地域クラブ活動で 従事した時間 (①)	①と時間外在校等時間と の合計時間数	複数月平均時間数※ (80時間を超えていな ければ○を付ける。)
月	時間	時間	

※活動月の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間1か月当たりの平均時間数

備考

- 1 許可を受けた者は、地域クラブ活動に従事した時間等を記入し、その月の翌月5日までに本書により学校長に報告すること。
- 2 学校長は、許可を受けた者が地域クラブ活動に従事した日の属する月の翌月10日までに本書の写しを教育委員会に提出すること。
- 3 時間外労働及び休日労働の合計時間数（学校の業務を含む。以下同じ。）が1の月において100時間又は複数月平均において80時間を超えた場合は、許可を取り消すことがあるので注意すること。
- 4 時間外労働及び休日労働の合計時間数が45時間を超えた時点において、心身の健康の確保に支障を来すと認める場合には、許可を取り消すことがあるので注意すること。